京都光華女子大学大学院学則

（2023 年度）

京都光華女子大学大学院学則

第１章　大学院の目的

第１条　本大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

２　前項の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を実施し、教育研究水準の向上を図るものとする。

第２章　研究科の組織

第２条　本大学院に、次の研究科及び専攻を設け修士課程を置く。

心理学研究科修士課程　　臨床心理学専攻

看護学研究科修士課程　　看護学専攻

第３章　研究科の目的

第３条　本大学院の研究科ごとの目的は次のとおりである。

(1) 心理学研究科

現代社会がかかえる課題「心の豊かさの醸成」に対して、ここに発生する諸問題を心理学の視点から捉え、これを解決することをテーマとして理論的・実践的に教授研究する。その中で、心理学分野の研究者及びこれを実践する専門職を育成する。

(2) 看護学研究科

療養の場において展開される看護実践の検証、実践の理論的構築、理論と実践の統合化、経験知、臨床知の具現化の試み、有益な援助方法の開発などを通して、学際的視点から研究的、創造的に看護の探究、開発に参加できる看護者、教育、研究者を育成する。

第４章　修士課程の修業年限

第４条　本大学院における修士課程の修業年限は２年とする。ただし、在学年限は４年を超えることができない。

２　看護学研究科において、学生が３年にわたり計画的に課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

第５条　本大学院における修士課程の在学年限は４年とする。ただし、特別の理由がある者に対しては、研究科委員会の議を経て１年延長することができる。

第５章　授業科目及び履修方法

第６条　各授業科目及び単位数は別表１のとおりとする。

第７条　本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。

第8条　本大学院における授業科目の履修方法は次のとおりとする。

(1) 心理学研究科臨床心理学専攻の授業科目については、必修科目 36 単位、選択必修科目 6 単位以上、計 42 単位以上。

(2) 看護学研究科看護学専攻の授業科目については、必修科目 17 単位、選択必修科目 15 単位以上、計 32 単位以上。

第9条　本大学院において教育研究上有益と認めたときは、他大学の大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学の大学院の授業科目を履修させ、本大学院で履修したものとみなし、単位を与えることができる。

２　本大学院において教育研究上有益と認めたときは、学生が本大学院に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目、もしくは本大学院において科目等履修生として履修した授業科目を、本大学院において修得したものとみなし、単位を与えることができる。

３　前 2 項の規定により与えることのできる単位数は 10 単位を超えないものとする。

第10条　本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第６章　教員免許状等の取得及び課程修了の認定

第 11 条　心理学研究科臨床心理学専攻において教育職員免許状（高等学校専修）を取得しようとする者は、研究科配当の関係科目中より教育職員免許法及び同施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。（ただし、高等学校教諭 1 種免許状を有する者に限る。）

第12条　心理学研究科臨床心理学専攻において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりである。

高等学校教諭専修免許状「公民」

第 13 条　心理学研究科臨床心理学専攻において公認心理師国家試験受験資格を得ようとする者は、研究科配当の関係科目中より公認心理師法及び同施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。

第14条　修士の学位を取得しようとする者は、その課程に 2 年以上在学し、正規の授業を受け所定の科目について、心理学研究科臨床心理学専攻は 42 単位以上、看護学研究科看護学専攻は 32 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。

２　前項の課程修了の認定にはその研究に必要な 1 カ国語以上の外国語によく通ずることを条件とする。

第15条　修士論文は広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要で、2 年間広い視野のもとに専攻分野の研究を行った成果に

相当するものでなければならない。

第16条　第 14 条に定めるところの最終試験は論文を中心とし、これに関連する科目について行われる筆記試験及び口述試験とする。

第17条　修士論文の審査は別に定めるところによる。

第18条　修士課程修了の認定は研究科委員会がこれを行う。

第７章　学位の授与

第19条　本大学院において修士課程を修了した者には、次の学位を授与する。

心理学研究科	臨床心理学専攻	修士（心理学）
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）

第８章　学年・学期及び休業日

第20条　学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第21条　学年を前期、後期の 2 学期に分ける。なお、期間については、別に定める本大学院の学年暦による。

第22条　定期休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学園創立記念日（9 月 15 日）

(4) 春季休業　3 月 21 日より 4 月 4 日まで

(5) 夏季休業　8 月 1 日より 9 月 20 日まで

(6) 冬季休業 12 月 25 日より翌年 1 月 10 日まで

ただし、学長は、必要がある場合、休業日を変更、または休業日に授業等を行わせることができる。また臨時に休業日を定めることができる。

第９章　入学、退学、休学、再入学、編入学及び除籍

第23条　入学の時期は学年の始めとする。

第24条　本大学院の収容定員（入学定員）を次のとおり定める。

心理学研究科	臨床心理学専攻	20 名（入学定員 10 名）
看護学研究科	看護学専攻	10 名（入学定員 5 名）

第25条　本大学院修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) その他本学において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第26条　入学は所定の入学試験により選考のうえこれを許可する。

第27条　入学志願者は所定の入学願書、履歴書、学業成績調査書及び写真を入学検定料とともに指定期日までに提出しなければならない。

第28条　入学を許可された者は、所定の保証書を指定期日までに提出しなければならない。

第29条　病気またはやむを得ぬ事故により休学または退学しようとする者は、その事由を明記して願い出て許可を得なければならない。休学期間はその学年間とし、事情により 1 年以内継続することができる。ただし、休学は通算 2 年を超えることができない。休学の期間は在学年限に算入しない。

第30条　休学または退学を願い出る場合は、授業料の納付その他の義務を完了していなければならない。

第31条　願いにより退学した者が再入学を願い出たときは事情を考慮して原学年次に再入学を許可することがある。

第32条　本大学院に編入学を志望する者については第 25 条に準ずる選考のうえ、これを許可することがある。この場合現に他の大学院に在籍する者についてはその学長の許可を得ていなければならない。

第33条　学生が他の大学院に編入しようとするときは、事由を附して学長に願い出て許可を得なければならない。

第34条　次の各号の一に該当する者は除籍する。

(1) 学費及び諸納付金を納付期限内に納めず、督促を受けても納付しない者

(2) 第 4 条に定められた在学年限を超えた者

第 10 章　学　　費

第 35 条　入学志願者は入学検定料を納め、入学を許可された者は入学金、その他必要な学費を納めなければならない。編入学の場合もこれに準ずる。

2　入学検定料及び入学金は別表 2 に定める。

第36条　授業料の金額は別表 3 に定める。

2　学費は指定された期日までに納めなければならない。

3　一旦納めた学費はこれを返還しない。

第37条　休学中は別に定める在籍料を納付しなければならない。

第 11 章　教職員組織及び研究科委員会

第38条　本大学院は学長がこれを総括する。

第39条　本大学院における授業ならびに指導は、本学教員の中から若干名の教授、准教授及び講師がこれを担当する。

第40条　本大学院に研究科長及び大学院授業担当の教授、准教授、講師をもって組織する研究科委員会を設ける。

第41条　研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、次の事項について審議する。

(1) 授業及び研究指導に関する事項

(2) 試験に関する事項

(3) 学位論文の審査に関する事項

(4) 学位の授与に関する事項

(5) 教育研究活動等の点検及び評価に関する事項

(6) 学則・規程に関する事項
(7) 教員の人事に関する事項
(8) その他必要な事項

第42条　大学院の事務を処理するために一定数の職員を置く。

第 12 章　研究施設等

第43条　学生の研究のために大学の図書館及び研究室を利用させる。

第44条　学生の福利のために大学の厚生施設等を利用させる。

第45条　第 3 条（1）の目的を達成するために、心理学研究科の附属施設として京都光華女子大学大学院カウンセリングセンターを設置する。

第 13 章　研究生・科目等履修生・聴講生

第46条　本大学院において、特別の事項について研究を願い出る者がある時は、当該の研究科において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2　研究生に関する規程は別に定める。

第47条　本大学院の授業科目中 1 科目又は数科目について履修を願い出るものがあるときは、研究科において選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2　履修した授業科目について、試験に合格したときは、願い出により所定の単位を与える。

3　科目等履修生に関する規程は別に定める。

第48条　本大学院の授業科目中 1 科目又は数科目について聴講を願い出るものがあるときは、研究科において選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

2　聴講生に関する規程は別に定める。

第 14 章　賞　罰

第 49 条　品行方正にして学力優秀な者には、研究科委員会の議を経て学長がこれを表彰することがある。

第50条　学生が本大学院の学則及び諸規程に違反し、またその他学生の本分に反する行為があるときは、研究科委員会及び大学運営会議の議を経て、学長がこれを懲戒する。懲戒は訓戒・停学・退学の 3 種とする。

第51条　前条の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行に問題があり、改善の見込みがないと認められる者
(2) 学力に問題があり、修学の見込みがないと認められる者
(3) 正当な理由なく出席常でない者
(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

2　懲戒処分については、懲戒委員会を置く。

3　学生の懲戒に関するガイドライン及び懲戒委員会規程等、懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第 15 章　雑　則

（京都教育大学大学院連合教職実践研究科の教育研究の実施）

第52条　本大学院は、京都教育大学大学院連合教職実践研究科の教育研究の実施に当たっては、別に定める協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

（準用）

第53条　本学則に定めていない事項については、京都光華女子大学学則を準用する。

附則

１．本学則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

２．本学則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

３．本学則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

４．本学則は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

５．本学則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

６．本学則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

７．本学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

８．本学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

９．本学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

10. 本学則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

2　文学研究科は本改正にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

11.　本学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 2 条以下の研究科名は平成 26 年度入学生より適用する。

2　人間関係学研究科心理学専攻は本改正にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に在学する者が当該研究科・専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

12. 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

13. 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

14. 本学則は、2020 年 4 月 1 日より施行する。

15. 本学則は、2021 年 4 月 1 日より施行する。

16. 本学則は、2023 年 4 月 1 日より施行する。

2023年度心理学研究科臨床心理学専攻(修士課程)カリキュラム

必・選	授業科目	授業形態	1単位当たりの授業時間数	単位	配当年次	科目群	関連資格	
							公認心理師	臨床心理士
必修	研究指導演習Ⅰ	演習	15	2	1			
	研究指導演習Ⅱ	演習	15	2	1			
	研究指導演習Ⅲ	演習	15	2	2			
	研究指導演習Ⅳ	演習	15	2	2			
	臨床心理学特論Ⅰ	講義	15	2	1			○
	臨床心理学特論Ⅱ	講義	15	2	1			○
	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	講義	15	2	1		○	○
	臨床心理面接特論Ⅱ	講義	15	2	1			○
	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	演習	15	2	1		○	○
	臨床心理査定演習Ⅱ	演習	15	2	1			○
	臨床心理基礎実習Ⅰ	実習	30	2	1			○
	臨床心理基礎実習Ⅱ	実習	30	2	1			○
	心理実践実習Ⅰ	実習	45	3	1		○	
	臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅱ)	実習	45	7	2		○	○
	臨床心理実習Ⅱ	実習	30	2	2			○
選択	心理学研究法特論	講義	15	2	1	A		2科目のうち選択必修
	心理統計法特論	講義	15	2	1	A		
	教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	講義	15	2	1・2	B	○	2科目のうち選択必修
	発達心理学特論	講義	15	2	1・2	B		
	家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	講義	15	2	1・2	C	○	2科目のうち選択必修
	犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	講義	15	2	1・2	C	○	
	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	15	2	1・2	D	○	2科目のうち選択必修
	障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	講義	15	2	1・2	D	○	
	心理療法特論	講義	15	2	1・2	E		2科目のうち選択必修
	認知行動療法特論	講義	15	2	1・2	E		
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義	15	2	1・2		○	
	心の健康教育に関する理論と実践	講義	15	2	1・2		○	

修了要件及び履修方法

1. 必修科目36単位および選択科目6単位以上を修得し、計42単位以上を修得しなければならない。
2. 公認心理師の受験資格を取得するためには、必修科目36単位および指定された選択科目14単位以上を修得し、計50単位以上修得しなければならない。
3. 臨床心理士の受験資格を取得するためには、必修科目36単位および選択科目(A・B・C・D・E)からそれぞれ2単位以上を修得し、計46単位以上修得しなければならない。(E群はすべて履修することが望ましい)。
4. 公認心理師および臨床心理士の両資格の受験資格を取得するためには、必修科目36単位および指定された選択科目20単位以上を修得し、計56単位以上修得しなければならない。
5. 学位論文(修士論文)を提出し、審査および最終試験に合格しなければならない。なお、論文の題目および内容は「臨床心理学に関するもの」とすること。
6. 必修科目およびE群の科目は、専攻に所属する院生のみを対象とする。

看護学研究科

看護学研究科＜2023年度入学生＞

		授業科目	授業形態	1単位当たりの授業時間数	単位	配当年次	必・選
共通科目		仏教の人間観	講義	15	2	1	必修
		統計学	講義	15	2	1	
		研究倫理	講義	8	1	1	
		国際関係	講義	15	2	1・2	選択
		異文化理解	講義	15	2	1・2	
		英書講読	演習	8	1	1・2	
		中医学	演習	8	1	1・2	
専門共通科目		看護研究方法論	講義	15	2	1	必修
		看護理論	講義	15	2	1	
		看護倫理学	講義	15	2	1	選択
		看護教育学	講義	15	2	1	
		看護安全学	講義	15	2	1	
		臨床病理学	講義	15	2	1	
専門科目	臨床療養看護学分野	看護管理特論	講義	15	2	1	選択
		看護管理学演習	演習	15	2	1	
		看護教育特論	講義	15	2	1	
		看護教育演習	演習	15	2	1	
		慢性看護特論	講義	15	2	1	
		慢性看護学演習	演習	15	2	1	
		小児看護特論	講義	15	2	1	
		小児看護学演習	演習	15	2	1	
		精神看護特論	講義	15	2	1	
		精神看護学演習	演習	15	2	1	
	地域療養看護学分野	国際地域看護活動特論	講義	15	2	1	選択
		国際地域看護活動演習	演習	15	2	1	
		老年看護特論	講義	15	2	1	
		老年看護学演習	演習	15	2	1	
		公衆衛生看護特論	講義	15	2	1	
		公衆衛生看護学演習	演習	15	2	1	
		女性健康特論	講義	15	2	1	
		女性健康学演習	演習	15	2	1	
		在宅看護特論	講義	15	2	1	
		在宅看護学演習	演習	15	2	1	
		看護学特別研究	演習	15	8	2	必修

(1)必修科目17単位および選択科目15単位以上を修得し、計32単位以上を修得しなければならない。

①必修科目は、共通科目から5単位、専門共通科目から4単位、看護学特別研究8単位

②選択科目は、専門共通科目と専門科目15単位以上（選択した分野の特論及び演習を4単位修得すること）

(2)修士論文を提出して審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表２

入学検定料	35,000円
入学金	180,000円

別表３

授業料	心理学研究科	前期	400,000円
		後期	400,000円
	看護学研究科	前期	465,000円
		後期	465,000円

（注）休学在籍料は、60,000円（半期〈6ヶ月〉）とする。